処　分　基　準

平成10年７月22日作成

法　　令　　名：道路交通法
根　拠　条　項：第22条の２第１項
処 分 の 概 要：最高速度違反行為に係る指示
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め：
処　分　基　準：「最高速度違反行為を防止するため必要な運行管理を行っていると認められないとき」とは、車両の使用者として通常行うべき運行の管理を十分に行っていないため、その結果としてその車両について最高速度違反行為が行われたと認められる場合であり、具体的には、 ・　同一の車両について最高速度違反行為が反復して行われている場合 ・　同一の使用者の使用する複数の車両につき最高速度違反行為が行われている場合 ・　使用者が最高速度違反行為を誘発するような行為を行っていることが確認された場合 などである。
問 い 合 わ せ 先：交通部交通指導課　企画指導係（電話025-285-0110 内線5122）
備　　考：